

	担当課	意見の要旨	回答の要旨
1	職員課	埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。	難病は、種類が多岐にわたり、症状は人により個人差が大きくあることから、必要な合理的配慮や就業場所、勤務形態、職務内容について十分に検討し、雇用を進めなければならないと考えております。 なお、現在雇用している職員については、各々の難病の状況を鑑みて、必要な合理的配慮等を行っております。
2	職員課	川口市の今年度の会計年度任用職員は何名ですか。市職員の何パーセントですか。そのうち女性の割合は何パーセントですか。また、会計年度任用職員の社会保険への加入の実態と平均年収はいくらですか。自活して暮らせる給与ですか。	令和6年4月1日付の会計年度任用職員数は1,323人、市職員の21.0%を占めており、女性割合は86.8%となります。また、社会保険への加入率は68.8%、最も人数の多い週25時間勤務の事務補助職員の標準的な年収は1,690,000円です。給与額につきましては、県内他自治体の状況等を参考に決定しております。
3	職員課	川口市の会計年度任用職員は女性が多く、不安定な身分におかれています。正規職員として採用するとともに、女性の登用を進めてください。	本市の職員採用につきましては、男女の区別なく競争試験による選考を実施しております。また、会計年度任用職員につきましては、今後も法令に則った適切な運用をしながら、給与・勤務条件などの整備を進めて参ります。
4	職員課	自治体は、雇用・労働条件等の関係諸法令遵守の模範となってください。	本市の就労形態につきましては、労働諸法令を遵守しているものと考えておりますが、今後も関係法令の改正を注視し、労使交渉を行い、合意を経て、必要な施策を講じて参りたいと存じます。
5	職員課	非正規職員の増加と外部化をせず、恒常的職務については、正規職員を配置してください。	本市では、職員の適正な定員管理を行っておりますが、今後も市民ニーズに対応するため、必要な部署には職員を配置するなど、適正な定員管理を行って参りたいと存じます。

	担当課	意見の要旨	回答の要旨
6	職員課	自治体職員の労働条件については労使交渉・合意を経ることを遵守し、労働組合（職員団体）の権利を不当に侵害しないようにしてください。	自治体職員の労働条件については、誠実に労使交渉を行い、合意を経て参りたいと存じます。
7	職員課	処遇は、正規職員との「均等待遇」を原則にしてください。	一般職の公務員については、地方公務員法の規定により、平等取扱の原則、情勢適用の原則、均衡の原則等が適用されると同時に、職務給の原則により、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないこととされております。 このことから、職務の責任の違いに基づく差異は制度上予定されていることをご理解賜りたいと存じます。
8	職員課	基本賃金の最低保障額を月額24万円、日額12,000円、時給1,500円以上にしてください。	本市の会計年度任用職員の報酬については、常勤職員の給料表に基づき、職務給の原則、均衡の原則等の考え方に留意しつつ、従事する職務の内容や責任に応じて設定しております。今後とも交渉を行い、合意を経て参りますので、ご理解賜りたいと存じます。
9	職員課	正規職員と同様な昇給制度を上限なしに実施してください。	地方公務員法に規定する職務給の原則により、職員の給与等は、その職務と責任の違いに基づく差異までは制度上予定されていることをご理解賜りたいと存じます。なお、再度任用された際の給与・報酬については、一定の条件を満たす方を対象に、経験加算を実施しております。
10	職員課	労基法上保障されなければならない休暇（年次有給休暇、産前産後休暇、育児時間、生理休暇、公民権行使、等）については有給で完全実施してください。	会計年度任用職員の休暇制度については、労働基準法を遵守しているものと考えておりますが、改善の必要な部分がある場合につきましては、今後とも労働組合との誠実交渉を行い、合意を経て参りますので、ご理解を賜りたいと存じます。

	担当課	意見の要旨	回答の要旨
11	職員課	年次有給休暇については、日数加算と繰越しを実施してください。	年次有給休暇については、労働基準法に基づき、所定の勤務日数に応じて付与し、前年度中に付与された日数を上限として、繰越しを実施しています。
12	職員課	社会保険・労働保険への加入、健康診断などを実施して、地域における雇用・労働環境向上のモデル的存在となるようにしてください。	（社会保険の加入について） 会計年度任用職員の社会保険の加入については、社会保険制度改正により、各社会保険の加入要件、条件を満たす方は埼玉縣市町村職員共済組合と厚生年金に加入しております。 （健康診断の実施について） 労働安全衛生法に基づき、一般職員の2分の1以上勤務している全員を対象に、毎年定期健康診断を実施しております。
13	職員課	自治体の業務は常勤の正規職員で担うことを基本に、財政面を優先した非正規化や外部化は行わないでください。	業務の内容や限られた予算の中で行うことを考慮して、非正規化や外部化も必要な場合もあることをご理解願いたいと存じます。
14	職員課	会計年度任用職員制度を活用するにあたっては、勤務実態の見直し、職務の適正な評価にもとづいて、フルタイム職員化を基本にしてください。	会計年度任用職員制度の活用にあたっては、常勤職員が行うべき業務と会計年度任用職員が行うべき業務を、適切に区分をしながら、勤務形態の見直しなどを行って参りたいと存じます。
15	職員課	労働契約法の趣旨を反映させた、有期雇用の安定化（17条2項・18条・19条）にむけ、自治体独自に非正規職員の任用に関わる制度を整備してください。	本市の就労形態につきましては、労働契約法を遵守しているものと考えておりますが、今後も関係法令の改正を注視し、労使交渉を行い、合意を経ながら、必要な施策を講じて参りたいと存じます。
16	職員課	正規職員の初任給及び非正規職員（会計年度任用職員）の給与格付けを最低でも1500円程度（時間額換算・地域手当を除いた基本賃金）に引き上げ、非正規（臨時・非常勤含む）で働く教職員、保育士等の専門職については、専門職に見合う賃金となるようさらに引き上げてください。	正規職員及び会計年度任用職員の給与格付けについては、国の措置等を参考にしながら設定する給料表に基づき、職務給の原則、均衡の原則等の考え方に留意しつつ、従事する職務の内容や責任に応じて設定しております。

	担当課	意見の要旨	回答の要旨
17	職員課	ハラスメント防止のための研修、学習会をおこなうとともに、相談窓口の設置、被害者の救済措置および再発防止などについて対策をひきつづきすすめてください。	ハラスメント防止のための研修、学習会につきましては、毎年ハラスメント防止講座を実施しており、特に管理職に対しては、パワハラにならない指導法についての研修を実施しております。相談窓口としては、各部局人事担当課のほか、外部相談窓口を設置しており、申出があった場合には、面談や事実確認等の調査を行う等、解決に向けて迅速かつ適切な対処に努めており、今後も継続して対応して参ります。
18	職員課	女性の管理職を増やしてジェンダーバランスを改善してください。	管理職の登用について、今後も引き続き、資質・能力を備えた職員を男女の区別なく登用することにより、ジェンダーバランスを改善できるように努めて参ります。
19	職員課	非正規・公務公共関連職員の処遇改善と雇用の安定を保障してください。	本市の就労形態につきましては、労働諸法令を遵守しているものと考えておりますが、今後も関係法令の改正を注視し、労使交渉を行い、合意を経て、必要な施策を講じて参りたいと存じます。